

○事業評価実施規程

平成16年4月1日
平成16年度規程第5号

- 一部改正 平成18年3月31日平成17年度規程第53号
- 一部改正 平成18年7月20日平成18年度規程第10号
- 一部改正 平成19年8月6日平成19年度規程第13号
- 一部改正 平成21年7月15日平成21年度規程第26号
- 一部改正 平成23年7月7日平成23年度規程第17号
- 一部改正 平成23年8月1日平成23年度規程第20号
- 一部改正 平成24年3月31日平成23年度規程第42号
- 一部改正 平成24年9月15日平成24年度規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う事業に対する評価（以下「事業評価」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする

(定義)

第2条 この規程において「評価事務局」とは、担当する事業について、評価の取りまとめを行う部署をいう。

2 この規程において「調整部署」とは、事業評価の実施に係る調整を行う部署をいう。

3 この規程において「内部評価」とは、評価事務局自らが行う評価に基づいて実施する事業評価をいう。

4 この規程において「外部評価」とは、機構外の有識者（以下「外部有識者」という。）が行う評価に基づいて実施する事業評価をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第1号から第10号まで、第12号及び第2項第1号から第3号に定める事業のうち、技術評価実施規程の対象事業を除く事業に適用する。

(基本方針)

第4条 事業評価の実施に当たっては、新エネルギー・産業技術業務方法書、排出削減単位取得等業務方法書及び本規程に定めるところによるほか、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標及び中期計画の趣旨を踏まえるものとする。

(事業評価の目的)

第5条 事業評価を実施する目的は、次の各号のとおりとする。

- 一 機構の事業に関し、業務の高度化その他の自己改革を促進する。
- 二 機構の事業に関し、社会に対する説明責任を履行するとともに、社会・経済のニーズを積極的に反映する。
- 三 機構の事業に関し、独立行政法人に係る評価及び政策評価の観点からそれぞれ、経済産業省独立行政法人評価委員会及び経済産業省の求めに応じ、情報提供する。

(事業評価の種類及び実施時期)

第6条 事業評価は、その実施時期により次の各号に掲げるものに区分する。

- 一 事前評価
 - 二 年度評価
 - 三 期中評価
 - 四 事後評価
 - 五 追跡評価
- 2 前項各号の各評価の時期は次の各号のとおりとする。
- 一 事前評価は、事業開始時に必要に応じ実施する。
 - 二 年度評価は、毎事業年度終了後に実施する。
 - 三 期中評価は、各中期目標期間中の適切な時期に必要に応じ実施する。
 - 四 事後評価は、事業終了後に必要に応じ実施する。ただし、事業期間の最終年度の属する中期目標期間に係る期中評価の実施時には、期中評価または事後評価のいずれか的一方の評価を実施する。
 - 五 追跡評価は、事業終了後5年以内に必要に応じ実施する。

(事業評価の内容)

第7条 事業評価は、前条に定める評価の種類に応じ、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項について行う。

- 一 事業の社会・経済上の意義、目的の妥当性その他事業の必要性に係る事項
- 二 事業に係る計画及び実施体制の妥当性、費用対効果の程度その他事業の効率性に係る事項
- 三 事業の目標達成度、社会・経済への波及の程度その他有効性に係る事項
- 四 その他事業の特性に応じて評価の対象とする事項

(事業評価の方法)

第8条 事業評価は、内部評価及び外部評価のいずれかにより行う。

- 2 内部評価を行う場合には、評価事務局は自ら行う評価に基づき原案を作成し、調整部署の調整を受けた上で、決裁その他の方法により事業評価として確定する。
- 3 内部評価を行う場合は、評価事務局は、客観的指標に基づき行うものとし、これにより難しいときは、外部有識者からの意見聴取その他の方法により客観性を補てんする。
- 4 外部評価を行う場合には、評価事務局は、外部有識者による評価に基づき、調整部

署その他機構内の関係者による事実関係等に係る確認を受けた上で報告書を作成する。

(評価結果等の情報公開)

第9条 評価事務局は、評価の透明性を確保するため、企業秘密、個人情報及びノウハウその他公開が適切でない事項を除き、評価結果、評価方法、評価結果の反映状況その他の重要な情報を可能な限り公開する。

(調整部署)

第10条 事業評価の調整部署は評価部とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、事業評価を実施するに当たって必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度規程第53号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度規程第10号)

この規程は、平成18年7月20日から施行する。

附 則 (平成19年度規程第13号)

この規程は、平成19年8月6日から施行する。ただし第4条の改正規定は、平成18年7月20日から施行する。

附 則 (平成21年度規程第26号)

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則 (平成23年度規程第17号)

この規程は、平成23年7月7日から施行する。

附 則 (平成23年度規程第20号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年度規程第42号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度規程第21号)

この規程は、平成24年9月15日から施行する。